

# 重要事項説明書

(2025年6月改定)

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービス並びに介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」・「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方（事業対象者）でもサービスの利用は可能です。

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 熊本県球磨郡湯前町1693番地37
- (3) 電話番号 0966-43-4117
- (4) 代表者名 長谷 和人

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所（平成12年4月1日指定）  
熊本県4373100298
- (2) 事業所の目的 事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することにより自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
- (4) 事業所の所在地 熊本県球磨郡湯前町1693番地37
- (5) 電話番号 0966-43-4117
- (6) 管理者氏名 下村 晶子
- (7) 事業所の営業方針
  - 1 訪問介護員等は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
  - 2 関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 3 訪問介護サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。また、訪問介護サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に当該利用者に係る居宅介護支援事業所に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉を提供する者との密接な連携に努める。
  - 4 事業所は、正当な理由なく訪問介護サービスの提供を拒否しないものとする。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

### 3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 湯前町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜 年末年始は休みとなります。(12月31日から翌年1月2日まで)
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分

### 4 職員体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤専任	常勤兼務	職務の内容
1 管理者		1名	事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2 サービス提供責任者		1名	事業所に対する訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成、利用者又はその家族に対し、サービスの内容について説明を行うと共に自らも訪問介護の提供にあたる。
3 訪問介護員	2名以上	1名	訪問介護の提供にあたる。 ※非常勤 1名含む

### 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者の家庭に訪問し、訪問介護サービスを提供します。当事業所が提供する訪問介護サービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合があります。
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

#### 【サービス利用料金】

(1) 介護保険給付対象サービス

以下の訪問介護サービスについては、介護保険負担割合証に記載された割合を除いた部分が国民健康保険団体連合会から給付されます。

#### 〈訪問介護サービスの概要と利用料金〉

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| ○身体介護 | 入浴・排泄・食事等の介護を行います。           |
| ○生活援助 | 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。 |

ご利用者に対する具体的な訪問介護サービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画を定めます。

#### ①身体介護

- 入浴介助 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 食事の介助を行います。
- 体位変換 体位の変換を行います。
- 通院介助 通院の介助を行います。

②生活援助

- 調理 ご利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯 ご利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除 ご利用者の居宅の掃除を行います。(ご家族の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物 ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

- ③身体・生活 一回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合、それに要する標準的な時間で位置付ける事とし、身体介護と生活援助を組み合わせる。

【訪問介護】

	サービス提供時間	負担額 (1割)
身体介護	身体介護0 1 20分未満	163円
	身体介護1 20分以上 30分未満	244円
	身体介護2 30分以上 60分未満	387円
	身体介護3 60分以上 90分未満	567円
	身体介護4 90分以上 120分未満	649円
	身体介護5 120分以上 150分未満	731円
生活援助	生活援助2 20分以上 45分未満	179円
	生活援助3 45分以上	220円
身体・生活	身体介護1生活援助1	309円
	身体介護2生活援助1	452円
	身体介護3生活援助1	632円

※本人介護保険負担割合証に依じての負担割合(1割～3割)を乗じた額となります。

- 【総合事業】1週間あたりのサービス提供回数は、介護予防サービス計画(ケアプラン)において、以下の支給区分に位置づけられます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数	負担額 (1割)
I	おおむね1回	1,176円
II	おおむね2回	2,349円
III	おおむね3回以上	3,727円

※本人介護保険負担割合証に依じての負担割合(1割～3割)を乗じた額となります。

- 新規利用月は、初回加算200円をいただきます。また、前回の訪問介護から2か月以上サービス提供実績がない場合も同様です。
- 上記の負担額に中山間地域等における小規模事業所加算(所定単位数の10%)、介護職員等処遇改善加算II(22.4%)が加算されます。
- 「サービス提供時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

○平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）は25%
- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）は25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）は50%

○2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえ、2人分の料金をいただきます。

○通院介助に伴う、交通費は実費をいただきます。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

○介護保険給付対象サービスの利用料金額が自己負担額となります。

## (3) 利用料金の支払方法

自己負担額は一月を単位とし、翌月20日に金融機関の口座から引き落としと致します。

## (4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所の訪問介護サービスを利用される場合は、訪問介護サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からの距離に応じて、1キロメートルあたり20円をいただきます。

## 6 訪問介護サービスの利用に関する留意事項

### (1) 訪問介護サービス提供を行う訪問介護員

訪問介護サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際の訪問介護サービス提供にあたって、複数の訪問介護員が交替して訪問介護サービスを提供します。

### (2) 訪問介護サービス実施時の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

利用者及び家族は「5当事業所が提供する訪問介護サービス」で定められた訪問介護サービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

#### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (3) 訪問介護サービス内容の変更

訪問介護サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていた訪問介護サービスの実施ができない場合には、訪問介護サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更した訪問介護サービスの内容と時間に応じた訪問介護サービス利用料を請求し

ます。

#### (4) 介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者及もしくは契約者からの金銭又は高価な物品等の授受
- ③利用者以外の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及び利用者もしくは契約者等の同意なしに行う喫煙
- ⑤人権侵害、虐待行為及び身体拘束等の行為
- ⑥利用者もしくは契約者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦その他利用者もしくは契約者等に行う迷惑行為

#### (5) 利用者の禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

## 7 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時30分までとします。

【苦情受付担当者（窓口）】

管理者 下村 晶子	球磨郡湯前町 1693 番地 37 (0966) 43-4117
-----------	----------------------------------

【第三者委員会】

黒 崎 昌 三	球磨郡湯前町 (0966) 43-4082
右 田 秀 美	球磨郡湯前町 (0966) 43-2165

【行政機関その他苦情受付機関】

湯前町役場介護保険担当課	熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1 (0966) 43-4112
国民健康保険団体連合会	熊本県熊本市東区健軍 2 丁目 4-10 (096) 214-1101
熊本県社会福祉協議会	熊本県熊本市中央区南千反畑町 3-7 (096) 324-5471

## 8 緊急時の対応

緊急時の診察につきましては主治医の医療機関にて対応させていただきます。

緊急連絡先

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 個人情報の使用等について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することとします。

1. 利用期間 訪問介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。
2. 個人情報の種類 (1) 訪問介護計画書 (2) 訪問介護フェースシート (3) 主治医意見書 (4) 介護保険被保険者証
3. 利用目的 訪問介護事業を適正かつ円滑に行い、訪問介護事業を受けることを希望する者の介護保険サービス及びその他医療・福祉・保健サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。
4. 利用・提供方法 上記の書類は、訪問介護事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。また、下記により法人内部での利用又は外部への提供を行う。
  - (1) 内部での利用
    - 1) 計画作成
    - 2) サービス調整
    - 3) サービス提供 等
  - (2) 外部への提供 訪問介護事業利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。
    - 1) 介護保険給付のために、熊本県国民保険連合会にレセプトを提出する。
5. その他の情報  
訪問介護事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、訪問介護事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意を得ない限りは、訪問介護事業担当者以外には伝えない。

## 11 介護サービス契約の終了

### (1) 事業者からの契約の解除

事業者は、次の場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

- ① 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難になったとき

上記により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

## 12 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価は実施していない。

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 下村 晶子 印

令和 年 月 日 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、個人情報の使用及び利用者への訪問介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所 熊本県球磨郡湯前町 番地

本人 氏名 印 (代筆) 印

家族 氏名 (続柄) 印